

住宅ローン減税

毎年の住宅ローン残高の1%を所得税から控除できる制度です。
所得税から控除しきれない分は、住民税からも一部控除できます。

居住開始時期	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月	
			令和1年10月～令和2年12月
控除期間	10年間	10年間	13年間
控除率	1%	1%	1%
最大控除額	2,000万円 ※3-1 ×1% ×10年 =200万円	4,000万円 ※3-2 ×1% ×10年 =400万円	【1～10年目】 4,000万円×1%×10年= 400万円
			【11～13年目】 ※1
住民税からの 控除上限	9.75万円/年 (前年度課税所得×5%)	13.65万円/年 (前年度課税所得×7%)	13.65万円/年 (前年度課税所得×7%)
要件	①床面積が50㎡以上あること		
	②借入金の償還期間が10年以上あること		

※1 11年目～13年目は以下の①、②のうちいずれか少ない方の金額が3年間にわたり所得税の税額から控除されます

①住宅ローンの残高または住宅の取得対価(上限4,000万)のうちいずれか少ない方の金額の1%

②建物の取得対価(上限4,000万)の2%÷3

※2 新築の長期優良住宅・低酸素住宅は3,000万(※3-1)、5,000万(※3-2)

